

## 茨木市学童保育室条例施行規則

平成26年11月14日

茨木市規則第64号

改正 平成28年3月30日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨木市学童保育室条例（平成26年茨木市条例第30号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 茨木市学童保育室（以下「学童保育室」という。）の利用時間は、学童保育室に入室した児童（以下「入室児童」という。）の授業の終了時刻（授業のない日にあつては、午前8時15分）から午後5時までとする。ただし、市長が入室児童の保護者からの利用時間の延長申請を許可したときは、午後7時まで利用時間を延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、利用時間を臨時に変更することができる。

(休室日)

第3条 学童保育室の休室日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

(4) 3月31日

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休室することができる。

(定員等)

第4条 学童保育室の定員は、別表のとおりとする。

2 市長は、特に必要と認めるときは、茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年茨木市条例第29号）第10条に定める設備の基準を満たす場合に限り、前項の定員を超えて学童保育室に児童を入室させることができる。

(入室許可の申請)

第5条 条例第5条の許可を受けようとする児童の保護者は、茨木市学童保育室入室許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 学童保育室を利用しようとする児童が監護に欠ける状況及びその理由を証する書類

(2) 学童保育室を利用しようとする児童が属する世帯の市町村民税の課税状況が分かる書類

(入室許可の決定等)

第6条 市長は、条例第5条の許可の決定をしたときは、茨木市学童保育室入室許可決定通知書（様式第2号）により当該児童の保護者に通知する。

2 市長は、入室許可の申請者数が学童保育室の定員を超える場合は、公正な方法により入室する児童を選考するものとする。

(届出)

第7条 入室児童の保護者は、第5条の入室許可申請書の記載内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 転居その他の事由により退室するときは、退室日前8日までに茨木市学童保育室退室届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(利用料の減免)

第8条 条例第8条の規定により、利用料の減額又は免除を受けようとする入室児童の保護者は、茨木市学童保育室利用料減免申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(入室許可の取消し)

第9条 市長は、条例第10条の規定により入室許可を取り消したときは、茨木市学童保育室入室許可取消通知書（様式第5号）により入室児童の保護者に通知する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第15号）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行の日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

別表（第4条関係）

	名称	定員
1	茨木学童保育室	66人
2	春日学童保育室	87人
3	春日丘学童保育室	61人
4	三島学童保育室	66人
5	中条学童保育室	66人
6	玉櫛学童保育室	70人
7	安威学童保育室	34人
8	玉島学童保育室	70人
9	福井学童保育室	44人
10	大池学童保育室	66人
11	豊川学童保育室	32人
12	中津学童保育室	66人
13	東学童保育室	66人
14	水尾学童保育室	70人
15	郡山学童保育室	66人
16	太田学童保育室	66人
17	天王学童保育室	120人
18	葦原学童保育室	66人
19	郡学童保育室	45人
20	庄栄学童保育室	66人
21	沢池学童保育室	60人
22	畑田学童保育室	55人
23	山手台学童保育室	66人
24	耳原学童保育室	66人
25	穂積学童保育室	66人
26	白川学童保育室	66人

27	東奈良学童保育室	60人
28	西学童保育室	45人
29	西河原学童保育室	36人
30	彩都西学童保育室	92人

茨木市学童保育室入室許可申請書(新規・継続)

(申請先)茨木市長

平成 年 月 日

入室児童	ふりがな				性別	男・女
	氏名					
	生年月日		平成 年 月 日生	茨木市立		小学校
保護者	ふりがな					
	氏名		㊟			
	住所		茨木市		呼出し 電話 ( ) 方	
同居家族 (上記保護者を含む。)	続柄	世帯の別	氏名	年齢	勤務先名、学校名等	帰宅時間
		同・別				時 分頃
		同・別				時 分頃
		同・別				時 分頃
		同・別				時 分頃
		同・別				時 分頃
緊急連絡先 (続柄も記入してください。)		携帯電話				
		勤務先				
		その他				
		メールアドレス				
利用希望曜日 (〇印を付けてください。)		1 月 ~ 金	2 月 ~ 土(土曜日が勤務日の場合のみ)			
		主に利用予定の曜日 [ 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ]				
時間延長 (〇印を付けてください。)		1 延長しない (午後5時まで)	2 延長する (午後7時まで)			
				(ア 月 ~ 金 イ 月 ~ 土)		※保護者等の迎えが必要です。
自宅から学童保育室までの略図 (目印になる建物等を記載してください。)						
※担当課処理欄	受付年月日/平成	年	月	日	兄弟・姉妹	備考欄
	決裁年月日/平成	年	月	日	保険手続	
	入室年月日/平成	年	月	日	決定通知	
					保護者連絡	
					保育室連絡	
					端末入力	
					利用料	

※欄は記入しないでください。

様式第2号(第6条関係)

茨 第 号  
平成 年 月 日

様

茨 木 市 長



茨木市学童保育室入室許可決定通知書

申請のありました茨木市学童保育室の入室については、次のとおり許可決定しましたので通知します。

- 1 入室児童氏名 \_\_\_\_\_
- 2 学童保育室名 \_\_\_\_\_ 学童保育室
- 3 利用期間 \_\_\_\_\_
- 4 利用曜日 \_\_\_\_\_
- 5 利用料 \_\_\_\_\_ 月額 \_\_\_\_\_ 円

様式第3号(第7条関係)

平成 年 月 日

茨木市学童保育室退室届

(届出先)茨木市長

(保護者) 住 所  
氏 名



次のとおり学童保育室を退室したいので届け出ます。

1 退室児童

児童氏名			
学童保育室名	学童保育室	学年	年

2 退室日 平成 年 月 日

3 退室理由

様式第4号(第8条関係)

平成 年 月 日

茨木市学童保育室利用料減免申請書

(申請先)茨木市長

(保護者) 住 所

氏 名 ㊟

次のとおり学童保育室利用料の減免を申請します。

児童氏名			
学童保育室名	学童保育室	学年	年
減免理由			
添付書類			

様式第5号(第9条関係)

茨 第 号  
平成 年 月 日

様

茨 木 市 長



茨木市学童保育室入室許可取消通知書

茨木市学童保育室条例第10条の規定により、次のとおり茨木市学童保育室の入室の許可を取り消しますので、通知します。

児 童 氏 名	
生 年 月 日	平成 年 月 日
学童保育室名	
取 消 理 由	

(教示)

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告(茨木市長が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。